

事業概要

平成 30 年度



山梨県食肉衛生検査所

〒406-0034 山梨県笛吹市石和町唐柏 1028

電話 055-262-6121

FAX 055-263-9528

E-mail: shokuniku@pref.yamanashi.lg.jp

目 次

第1章 総 説

1	検査所の沿革	1	-	1
2	関係条例	1	-	2
	(1) 山梨県行政機関等の設置に関する条例	1	-	2
	(2) 山梨県行政組織規則	1	-	2
	(3) 山梨県事務決裁規則	1	-	3
	(4) 山梨県職員給与条例	1	-	4
	(5) 山梨県職員の給与に関する規則	1	-	5
	(6) 山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程	1	-	5
3	食肉衛生検査所の組織・構成	1	-	6
4	検査所の概要	1	-	7
	(1) 施設の概要	1	-	7
	(2) 平面図	1	-	7
	(3) 案内図	1	-	9
	(4) 主要備品の一覧表	1	-	10
5	山梨県と畜・食鳥検査手数料	1	-	11
6	と畜場・食鳥処理場一覧表	1	-	11
7	処理場の開場状況	1	-	11

第2章 事業概要

1	事業の内容	2	-	1
2	食肉関係	2	-	1
	(1) 年度別食肉検査状況	2	-	1
	(2) 平成30年度と畜場別検査頭数	2	-	2
	(3) 月別検査頭数	2	-	2
	(4) とさつ禁止、廃棄状況	2	-	3
	(5) 病名別一部廃棄状況	2	-	4
	(6) 衛生指導	2	-	6
	(7) フィードバック事業	2	-	6
3	食鳥関係	2	-	7
	(1) 年度別検査羽数及び廃棄状況	2	-	7
	(2) 平成30年度検査結果	2	-	8
	(3) 衛生指導	2	-	9
	(4) フィードバック事業	2	-	9
4	精密検査関係	2	-	10
	(1) 精密検査実施状況	2	-	10
	(2) 各検査室における検査内容	2	-	11
5	食肉衛生推進事業	2	-	15
6	研 修	2	-	16

第3章 調査・研究発表

1	豚抗酸菌症の検査法の検討	3	-	1
2	山梨県内の大規模食鳥処理場に搬入された鶏のサルモネラ 保菌状況調査	3	-	2
3	豚の眼の腫瘍	3	-	5

第1章 総 説

1. 検査所の沿革

- 昭和38. 3. 14 山梨県枝肉センターの発足に伴い、公衆衛生課からと畜検査員派遣
- 昭和38. 4. 1 石和保健所に、と畜検査係が新設され、山梨県枝肉センターで行うと畜検査を担当する。
- 昭和42. 11. 1 山梨県枝肉センターは、(株)山梨県食肉公社となる。
- 昭和44. 3. 31 町営上野原と畜場廃止
- 昭和46. 4. 1 山梨県食肉衛生検査所発足、(株)山梨県食肉公社内の既設建物の一部を仮庁舎とする。県下6と畜場を所管
石和保健所と畜検査係廃止
- 昭和48. 2. 21 鰍沢と畜場廃止
- 昭和48. 7. 5 山梨県食肉衛生検査所庁舎を建設する。
敷地面積 652.83m²
庁舎本館 鉄筋コンクリート2階建 328m²
附属建物 車庫、動物飼育室、ブロック造平屋建 40m²
附属施設 プレハブ倉庫
- 昭和49. 3. 31 峡東と畜場廃止
- 昭和49. 4. 1 次長制が設置される。
- 昭和50. 7. 11 巨摩と畜場廃止
- 昭和59. 7. 20 韮崎と畜場移転廃止
- 昭和59. 7. 21 韮崎食肉センター発足
- 平成 3. 4. 1 食鳥法関係の事務を所掌する。
- 平成 3. 9. 1 (株)山梨県食肉公社は(株)山梨食肉流通センターとなる。
- 平成 4. 1. 10 山梨県食肉衛生検査所新庁舎起工式
- 平成 4. 1. 23 韮崎食肉センター廃止
- 平成 4. 4. 1 山梨県行政組織規則の一部改正により、検査第一課・検査第二課の2課制となる。
「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の発足
甲斐食産(株)及び山梨チキン事業協同組合において食鳥検査開始。
- 平成 4. 11. 8 新庁舎へ移転
- 平成 5. 3. 25 新庁舎 竣工式
敷地面積 903m²
建物延面積 918m²
本館 鉄筋コンクリート造 3階建 752m²
附属建物 鉄筋コンクリート造 2階建 110m²
附属施設 軽量鉄骨造 (車庫) 56m²
- 平成 9. 3. 31 富士吉田食肉センター廃止
- 平成10. 1. 5 山梨チキン事業協同組合休止
- 平成11. 9. 30 " 廃止
- 平成11. 11. 1 甲斐食産(株)許可 (八代町)
- 平成13. 10. 18 BSE検査開始
- 平成14. 3. 12 BSE検査室整備
- 平成14. 11. 1 甲斐食産(株)休止 (石和町)

2. 関係条例(抜すい)

(1)山梨県行政機関等の設置に関する条例

(昭和六十年三月二十九日山梨県条例第二号)

(食肉衛生検査所)

第十条 法第一百五十六条第一項の規定により、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）に基づく事務を分掌させるため、食肉衛生検査所を設置する。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
山梨県食肉衛生検査所	笛 吹 市	県 下 全 域

(2) 山梨県行政組織規則

(昭和四十三年三月三十日山梨県規則第十二号)

第三章 出先機関

第一節 設備内部組織及び事務分掌

(設置及び内部組織)

第十六条 各部等の事務を所掌させるため、次に掲げる出先機関を置く。

2 前項の出先機関の位置は、別表第三のとおりとする。

(別表第三)

出先機関	課	位置
食 肉 衛 生 検 査 所	検 査 第 一 課 検 査 第 二 課	笛 吹 市

6 出先機関の分掌事項は、別表第五のとおりとする。

(別表第五)

食肉衛生検査所	一 獣畜のとさつ又は解体の検査に関すること。 二 とさつ解体の禁止及び措置の命令に関すること。 三 設置者等に対し、県が必要と認める報告の徴収及び立入り検査に関すること。 四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。
---------	--

第十八条 食肉衛生検査所に次長を置く。

15 次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、所長を補佐する。

(3)山梨県事務決裁規則

第一章 総 則

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

六 所長 組織規則第十七条第一項に規定する出先機関の長をいう。

八 専決 知事の権限に属する事務の一部を常時知事に代わって所長及び出先次長限りで決裁すること。

(所長の専決事項)

第五条 所長の専決事項は別表第一、第二のとおりとする。(以下概要)

1 所長の共通専決事項(別表第一)

- 1 所属職員の事務分掌に関する事。
- 2 所長及び次長の旅行の命令及びその復命の受理に関する事。
- 3 所長及び次長の年次有給休暇の付与、有給休暇、介護休暇及、職務に専念する義務の免除の承認及び週給日の振替に関する事。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律の規定による部分休業の承認に関する事。
- 5 所長、次長の時間外勤務、休日勤務及び当直勤務の命令並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関する事。
- 6 臨時的任用(出先機関に係る二月以内の期間のもの)に関する事。
- 7 所属職員の身分証明書の書換えの検認に関する事。
- 8 通知、申請、照会、回答、報告、届出及び進達並びに督促に関する事。
- 9 所掌事務に係る証明書等に関する事。
- 10 登記嘱託に関する事。
- 11 行政財産の使用許可に関する事(電柱、ガス管、水道管、その他これらに類する物の設置及び継続使用に係るものに限る。)
- 12 行政文書の開示の決定に関する事。
- 13 個人情報の開示及び訂正の決定に関する事。
- 14 その他前各号に準ずる事項に関する事。

2 所長の固有専決事項（別表第二）

食肉衛生検査所
一 と畜場法の規定による次の事項 1 と畜頭数の制限に関する事。こと。 2 獣畜のとさつ又は解体の検査に関する事。こと。 3 とさつの解体の禁止等の措置及び措置命令に関する事。こと。 4 自家用とさつの届出の受理に関する事。こと。 5 と畜場外とさつの届出の受理又は許可及び必要な措置に関する事。こと。 6 と畜場の設置者等に対する県が必要と認める報告の徴収及び立入検査に関する事。こと。 7 都道府県等食品衛生監視指導計画に関する事。こと。
二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の規定による次の事項（認定小規模処理業者に係るものを除く。） 1 食鳥処理業者等に対する報告の徴収及び立入り検査に関する事。こと。 2 食鳥検査に関する事。こと。 3 食鳥のとさつ等の禁止、食鳥の隔離等に係る命令若しくは職員の執行又は食鳥の廃棄等に係る職員の執行に関する事。こと。
三 食品衛生法の規定による次の事項 1 と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）に対し県が必要と認める報告の徴収及び臨検検査に関する事。こと。 2 と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）における食肉の収去及び検査に関する事。こと。 3 と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）における食肉の廃棄並びにその他と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）における食品衛生上の危害の除去のために必要な措置命令。

(4)山梨県職員給与条例

(昭和二十七年十一月二十七日山梨県条例第三十九号)

(給料の調整)

- 第十一条 人事委員会は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対して適当でないとき、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。
- 前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額の百分の二十五をこえてはならない。
 - 第一項の調整額表の適用は、その職員が同項に規定する職にある期間に限るものとする。

(5)山梨県職員の給与に関する規則

(昭和三十二年十一月二十六日山梨県人事委員会規則第七号)

(給料の調整)

第三十条 条例第十一条の規定により給料の調整を行う職は、別表第十の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

- 2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第十一に掲げる調整基本額に、その者に係る別表第十の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給料月額百分の二十五を超えるときは、給料月額百分の二十五に相当する額とする。

(別表第十)

勤務箇所	職員	調整数
食肉衛生検査所	(1) 常時と畜検査及び食鳥検査に従事する職員	三
	(2) 所長及び次長	一
	(3) (1)から(2)までに掲げる者以外の者で人事委員会が調整を必要と認めるもの	一

(別表第十一) 調整基本額表 (抜すい)

行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6, 600円
2 級	8, 500円
3 級	9, 600円
4 級	10, 200円
5 級	10, 600円
6 級	11, 200円
7 級	12, 100円
8 級	12, 700円
9 級	14, 300円

(6)山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程

(昭和三十二年六月一日山梨県訓令甲第十七号)

(目的)

第一条 この訓令は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)第二条第五項、第四条第一項及び第六条第四項の規定に基づき、山梨県職員の勤務時間の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間等)

第二条 この訓令の規定の適用を受ける職員の範囲並びに当該職員の勤務時間、休憩時間及び週休日の特例は、別表のとおりとする。

別表 (第二条関係)

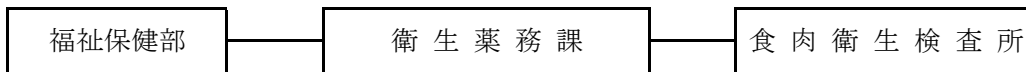
職 員	勤 務 時 間	勤務時間及び勤務時間の割振り	休 憩 時 間
食肉衛生検査所に勤務する職員	四週間について百五十五時間（ただし、休憩時間を除く。）	勤務時間の割振りは、所長が定める。	一時間とし、その割振りは、所長が定める。

週 休 日
日曜日及び所長が四週間ごとの期間について定める日曜日以外の四の日

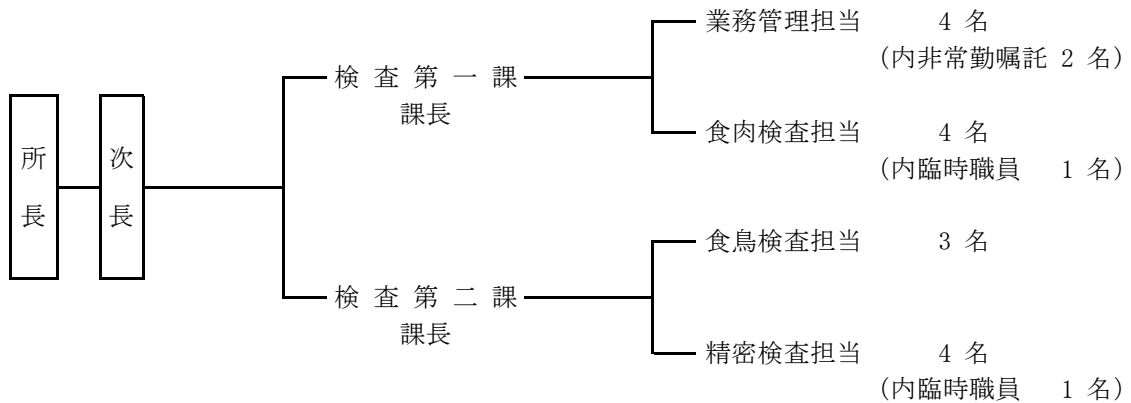
3. 食肉衛生検査所の組織・構成

(平成30年4月1日現在)

〈組 織〉



〈構 成〉



職員総数	19	技術職	15名
		非常勤嘱託	2名
			(技1)
		臨時職員	2名
			(技1)

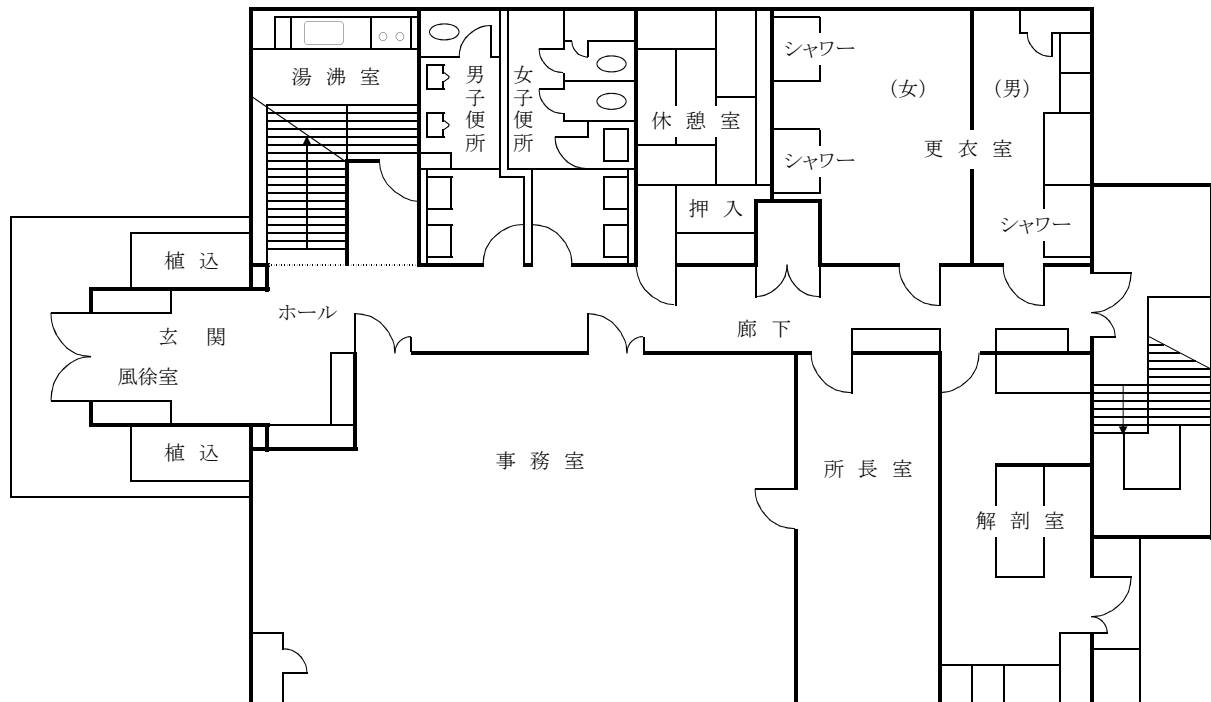
4. 検査所の概要

(1) 施設の概要

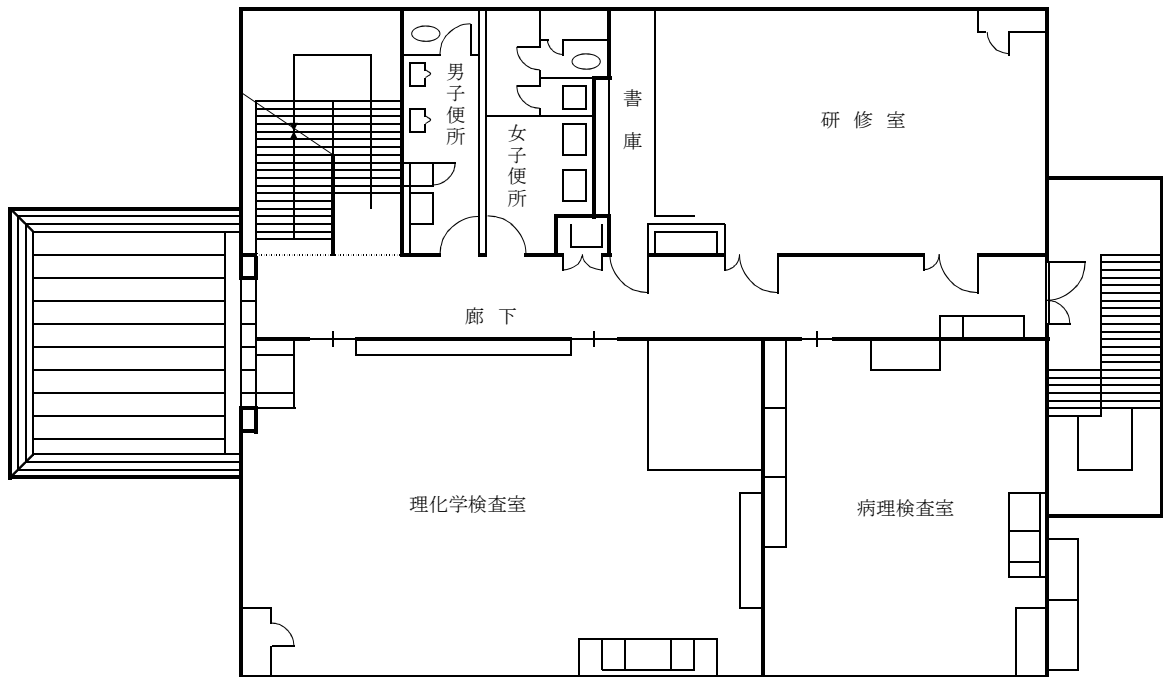
・敷地面積	903 m ²		
・建物延面積合計	918 m ²		
・建物の構造			
本館	鉄筋コンクリート	3階	延面積 752 m ²
1階	事務室、休憩室、解剖室、更衣室	外	259 m ²
2階	理化学検査室、病理検査室、研修室	外	248 m ²
3階	生物科学検査室（細菌、ウイルス）、冷蔵冷凍庫室		232 m ²
R階	P3関係機械室		13 m ²
附属建物	鉄筋コンクリート造		延面積 110 m ²
1階	受水槽、変電室、発電室	外	58 m ²
2階	実験動物飼育室、実験室、倉庫	外	52 m ²
附属施設			
車庫	軽量鉄骨造	（車庫）	56 m ²

(2) 平面図

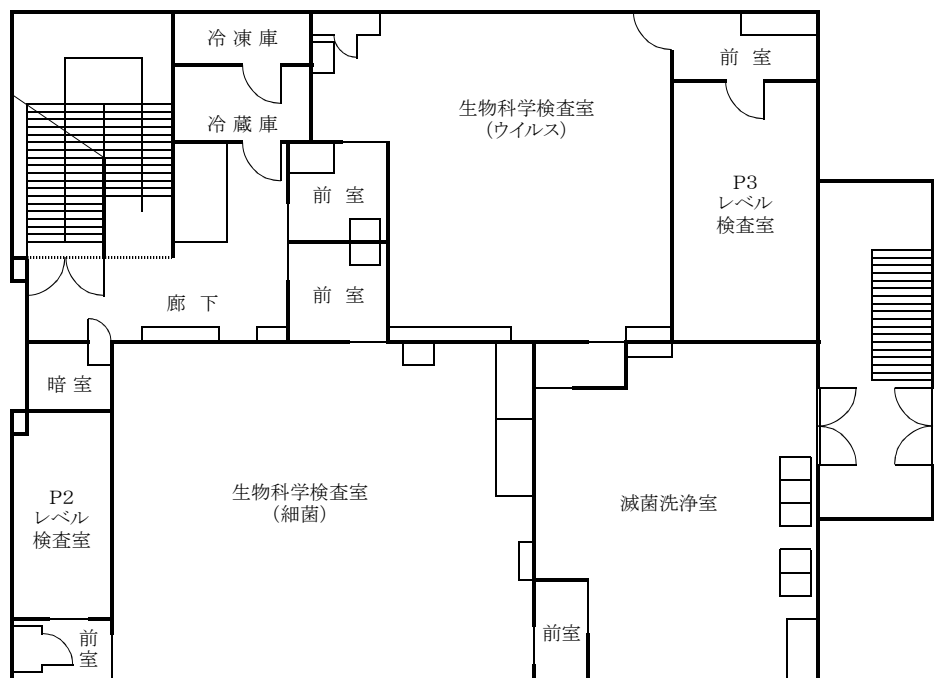
(1階)



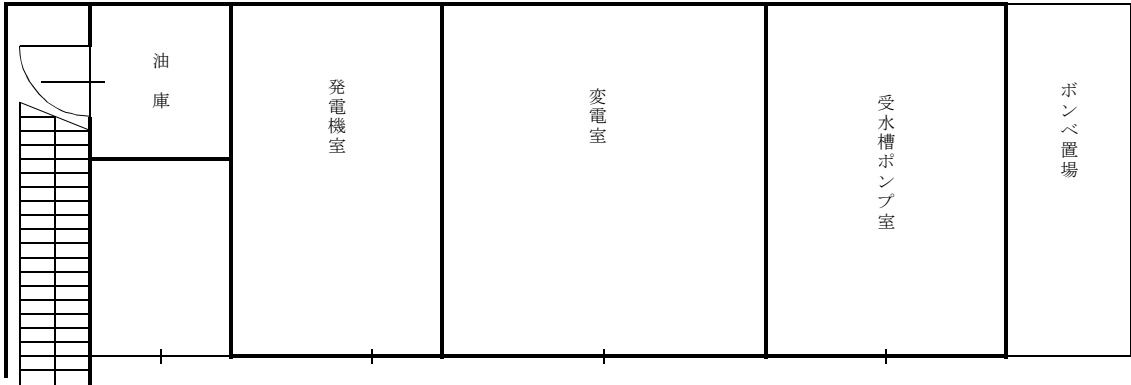
(2階)



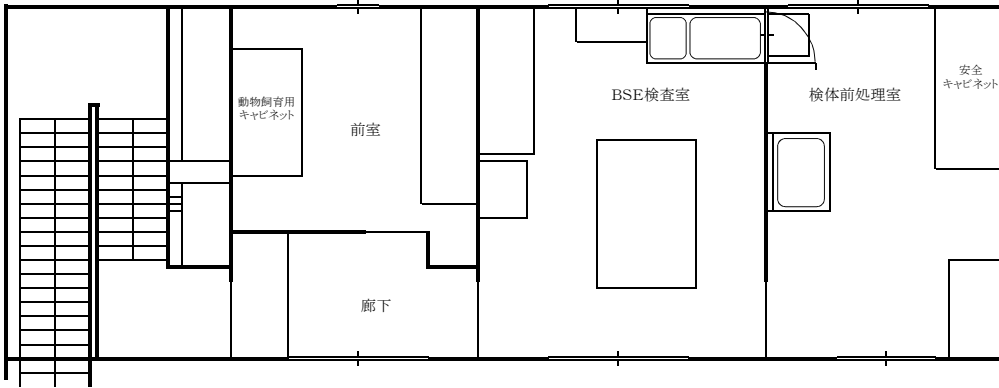
(3階)



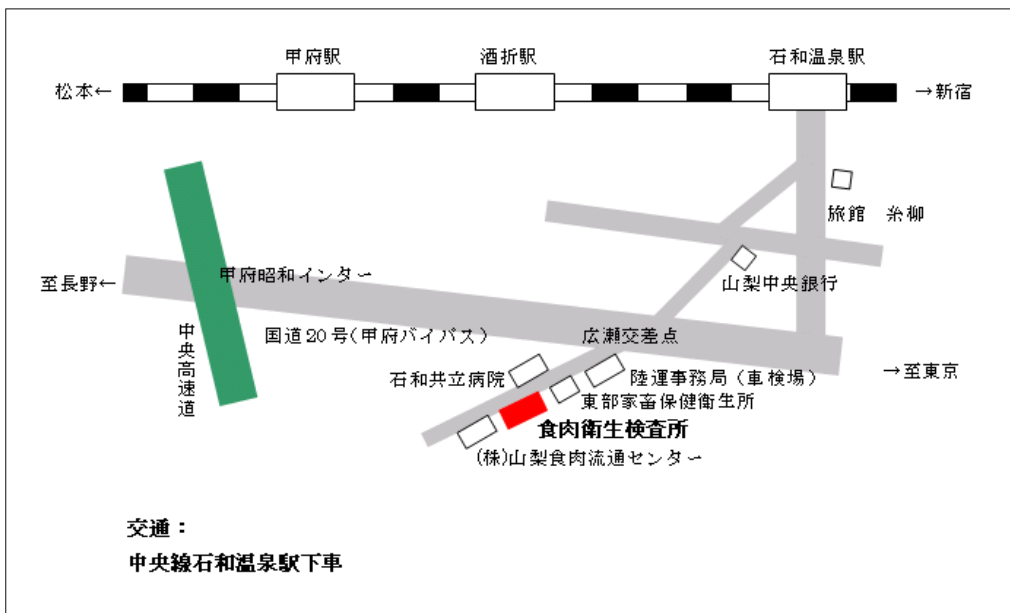
(別棟1階)



(別棟2階)



(3) 案内図



(4) 主要備品の一覧表

品 名	規 格 品 質
デ ィ ー プ フ リ ー ザ ー	サンヨー MDF-382AT
超 低 温 フ リ ー ザ ー	P a n a s o n i c MDF-U582AT-PJ
安 全 キ ャ ビ ネ ッ ト	日立SVC-1302ELIC
純・超純水製造システム	ADVANTEC RFP841AA
蛍 光 顕 微 鏡	ニコン X2F-EFD2
倒 立 顕 微 鏡	ニコン TMD2S
リアルタイムPCR用DNA増幅装置	TakaRa Thermal Cycler Dice Real Time System II
D N A 増 幅 装 置	Biometra TProfessional Thermocycler
自 動 洗 浄 器	サンヨー MJW8000
全 自 動 血 球 計 算 器	S y s m e x p o c H-100iV D i f f
動物用生化学自動分析装置	富士ドライケム7000V
フォトダイオードアレイ検出器	島津 SPD-M6A
ドラフトチャンバー	ダルトン DP-111K-1800
高速液体クロマトグラフ	島津 LC-VPシリーズ
自 動 包 埋 装 置	白井松器機 1400-3型
パラフィン包埋ブロック作製装置	ティッシュエンベディングコンソール#4596
滑走式マイクロトーム	ライカ JUNG SM2000R
凍結組織切片作製装置	マイルス社 4551
ク リ ー ン ベ ン チ	日本エアテック BCM1302W
安全キャビネット (B S E 用)	日本エアテック BHC-2203IIA/B3
安全キャビネット付き飼育装置	BESTEX BCC-1600IIA-NCRIP
多 検 体 細 胞 破 碎 機	YASUI KIKAI
マイクロプレート用自動吸光度計	ラボシステムズ マルチスキャンバイクロマティック

5. 山梨県と畜・食鳥検査手数料

畜種	牛	とく	馬	豚	山羊	食鳥	備考
金額	750	320	750	320	180	5	証明手数料 400

※とく…1才未満の牛

平成7年4月1日 改正

(食鳥 平成4年4月1日)

6. と畜場・食鳥処理場一覧表

処理場名	区分	所在地	設置者	電話
(株)山梨食肉流通センター	私営	笛吹市石和町唐柏 1028	代表取締役 駒井文彦	055-262-2288
甲斐食産株式会社	私営	笛吹市八代町米倉 1447	代表取締役社長 米山明寿	055-265-5050

7. 処理場の開場状況

と畜場	月曜日～金曜日（土曜日開場随時） AM 7 : 45 ～ PM 4 : 30
食鳥処理場	月曜日～土曜日 AM 6 : 30 ～ PM 3 : 15

第2章 事業概要

1. 事業の内容

- 1 食肉検査……生体検査、内臓検査、枝肉検査
- 2 食鳥検査……生体検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査
- 3 精密検査……理化学検査、病理検査、生物科学検査
- 4 衛生検査……監視指導、ふきとり検査、講習会の開催

2. 食肉関係

衛生対策

健康な家畜の搬入、生産段階からの衛生管理の徹底を図るため、生体の汚染状況、疾病の発生状況について生産者及び臨床獣医師に検査結果等の情報をフィードバックしている。

また、県食品衛生監視指導計画に基づき、と畜場・併設食肉処理場の監視を行った。さらに、施設及び枝肉の細菌検査を行い、衛生管理責任者及び作業衛生責任者を中心に講習会・勉強会を実施し、食肉衛生の向上に努めた。

と畜検査の推移

処理頭数は、めん山羊は減少したが、その他は増加した。

廃棄頭数は、牛については腫瘍による全部廃棄が多かった。豚については前年度に比較して膿毒症による全部廃棄が増加し、敗血症による全部廃棄が減少した。

(1) 年度別食肉検査状況

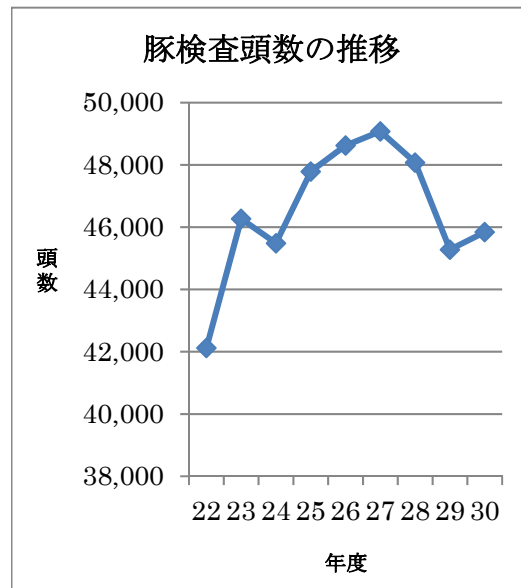
年度\区分	牛	とく	馬	豚	めん山羊	計
23年	4,426	51	478	46,270	20	51,245
24年	4,251	31	950	45,486	18	50,736
25年	4,454	47	655	47,789	18	52,963
26年	4,315	25	702	48,624	22	53,688
27年	4,042	28	649	49,077	9	53,805
28年	3,767	37	542	48,077	28	52,451
29年	3,926	16	467	45,280	38	49,727
30年	4,219	21	493	45,842	22	50,597

(2) 平成 30 年度と畜場別検査頭数

処理場名	畜種	開場日数	肉用牛	乳用牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	合計
(株)山梨食肉流通センタ ー		246	3,214	1,005	21	493	45,842	20	2	50,597

(3) 月別検査頭数

月	区分	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	合計
4		390	2	43	4,004	4	0	4,443
5		298	1	39	3,770	1	1	4,110
6		291	4	36	3,271	0	0	3,602
7		431	0	43	3,315	0	0	3,789
8		274	2	50	3,654	1	0	3,981
9		345	0	36	3,512	2	0	3,895
10		411	0	43	4,686	2	1	5,143
11		448	5	39	4,157	2	0	4,651
12		404	0	58	3,880	6	0	4,348
1		338	0	38	4,002	0	0	4,378
2		269	2	33	3,819	2	0	4,125
3		320	5	35	3,772	0	0	4,132
合計		4,219	21	493	45,842	20	2	50,597

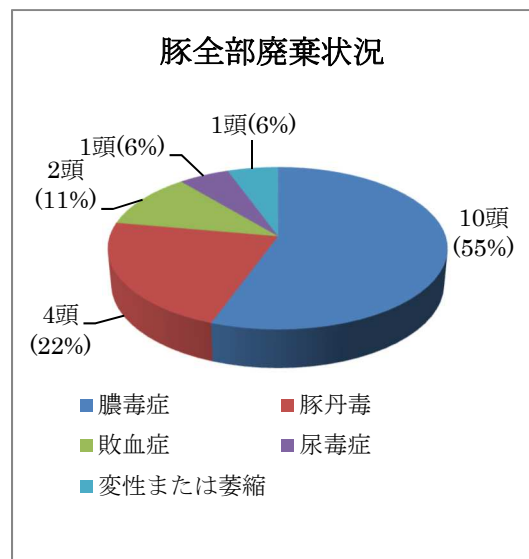
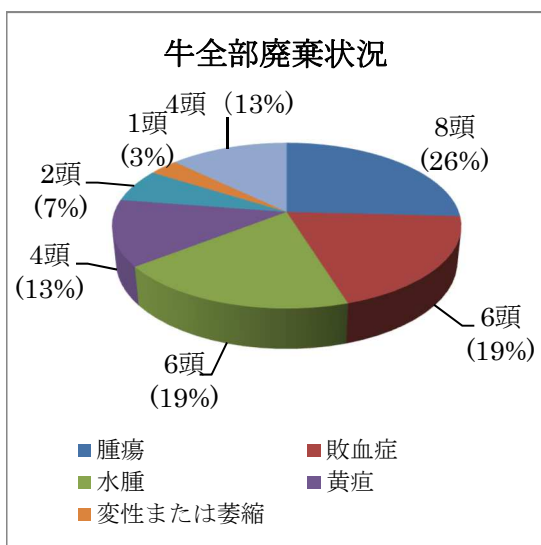


(4)

とさつ禁止、廃棄状況

畜種 区分	牛			とく			馬			豚			めん山羊		
	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
実 頭 数	0	30	2,851	0	0	9	0	0	219	0	18	36,981	0	0	1
豚 丹 毒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
トキソフ ^o ラス ^o マ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄 生 虫 病	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
膿 毒 症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0
敗 血 症	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
尿 毒 症	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
黄 疸	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水 腫	0	6	36	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
腫 瘍	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放 線 菌 病	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
炎 症 ※1	0	0	2,075	0	0	5	0	0	215	0	0	35,352	0	0	0
変性または萎縮	0	1	601	0	0	1	0	0	1	0	1	1,228	0	0	1
そ の 他	0	4	1,002	0	0	3	0	0	9	0	0	1,782	0	0	0
合 計	0	31	3,719	0	0	9	0	0	226	0	18	38,365	0	0	1

※1：炎症または炎症産物による汚染



(5) 病名別一部廃棄状況

病名		畜	牛	とく	馬	豚	山羊	めん羊
循環器系	心 外 膜 炎		205	1		1,541		
	心 筋 変 性		7					
	リ ポ フ ス チ ン 沈 着		10					
	そ の 他		0					
体腔	腹 膜 炎		16					
	汎 漿 膜 炎		2			670		
	腹 腔 内 膿 瘍		3					
呼吸器系	萎 縮 性 鼻 炎		0					
	肺 炎	S E P	0			18,926		
		胸 膜 炎 型	16			9,853		
		膿 瘍 型	10	1		607		
		そ の 他	36	1		3		
	血 液 吸 入 肺		3			1,387		
	肺 気 腫		1					
消化器系	舌 炎		1					
	舌 膿 瘍		0					
	胃 炎		28					
	胃 膿 瘍		1					
	胃 腸 炎		6		1			
	小 腸 炎		8			151		
	大 腸 炎		11			42		
	抗 酸 菌 症		0			1,126		
	腸 気 泡 症		0			16		
	へ ル ニ ア		1			9		
	脂 肪 壊 死 症		154					
	肝 炎	鋸 屑 肝	1,151	1				
		膿 瘍 型	218				15	
		肝 硬 変 型	4				682	
		間 質 炎 型	64	2	10	12,214		
		包 膜 炎 型	250	1	5	617		
		胆 管 炎 型	152					
		そ の 他	177		9	730		
	肝 変 性		503	1		1,230		1
	肝 富 脈 斑		394					
肝 砂 粒 症					193			
そ の 他		7		1				

病名		畜	牛	とく	馬	豚	山羊	めん羊
泌尿生殖器系	腎炎	出血型						
		膿瘍型	2					
		腎盂炎型	1					
		間質炎型	2			9		
		その他	14					
	腎梗塞							
	萎縮腎	1						
	嚢胞腎	15				387		
	尿路結石	3						
	膀胱炎	2						
	子宮蓄膿症	5						
	乳房炎	9						
その他	3							
運動器系	放線菌病	2						
	頭膿瘍	1				16		
	筋肉出血	204	2	4	63			
	筋肉変性	122		1	13			
	筋肉膿瘍	83	1		7			
	筋肉壊死	34	1		1			
	筋肉水腫	34	1	1	1			
	皮下水腫	9			1			
	皮下出血	295		3	372			
	皮下膿瘍	1			34			
	手術創	102						
	血腫	6						
	骨折	21			7			
	脱臼	33						
	関節炎	46			31			
	その他	153		1	16			
寄生虫	肝蛭症	3						
	豚肺虫症					3		
	エキノコックス							
	ウマバエ							
腫瘍	黒色腫	2				26		
	その他							
その他	横隔膜炎	12						
	横隔膜水腫	3						
	横隔膜癒着	2						
	横隔膜膿瘍	86						

(6)衛生指導

・施設の拭き取り検査→「5.食肉衛生推進事業」の頁参照（P 2-15）

・監視日数

と畜場 . . . 246 日

併設加工施設 . . . 24 日

(7)フィードバック事業

希望生産者へ毎月1回検査結果をフィードバック

牛対象農家 → 5 戸

豚対象農家 → 14 戸

3. 食鳥関係

大規模食鳥処理場において食鳥処理法に基づく検査を行うとともに、山梨県食品衛生監視指導計画に基づき、ふきとり検査結果等による食鳥処理場及び併設する食肉処理施設の監視指導、動物用医薬品を対象とした残留検査を実施した。

さらに、サルモネラ及びカンピロバクターの保菌調査や食鳥検査結果等のフィードバックを定期的に行うなど、生産サイドとの連携を強化した。

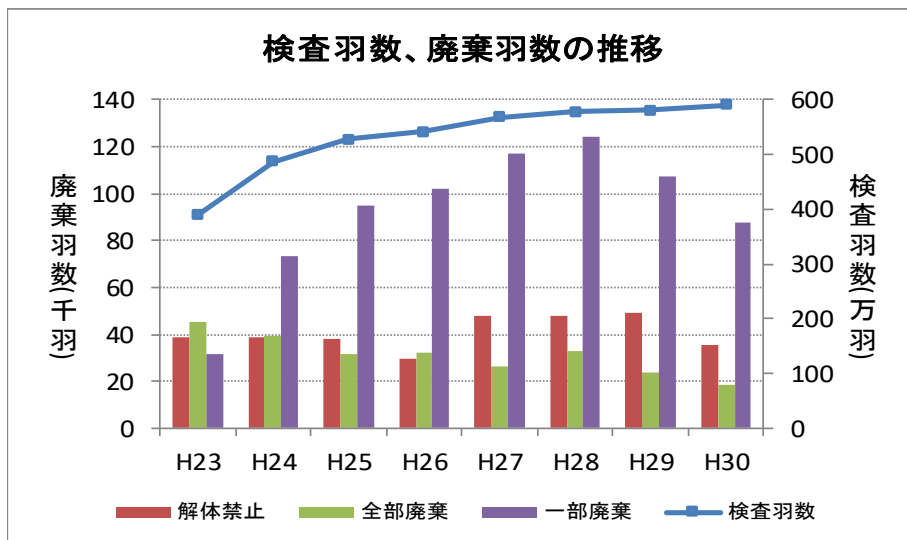
(1) 年度別検査羽数及び廃棄状況

年度別検査羽数

項目 \ 年度	24	25	26	27	28	29	30
出荷羽数	4,873,721	5,290,764	5,425,600	5,685,691	5,791,179	5,817,766	5,920,414
へい死羽数	9,906	13,045	8,897	12,396	17,287	15,699	14,338
検査羽数	4,863,815	5,277,719	5,416,703	5,673,295	5,773,892	5,802,067	5,906,076

年度別廃棄状況

項目 \ 年度	24	25	26	27	28	29	30
解体禁止合計	38,920	37,874	29,458	47,986	47,616	49,427	35,711
全部廃棄合計	39,561	31,316	31,950	26,360	32,712	24,044	18,707
部分廃棄合計	73,393	95,006	101,791	117,051	123,920	106,972	87,920

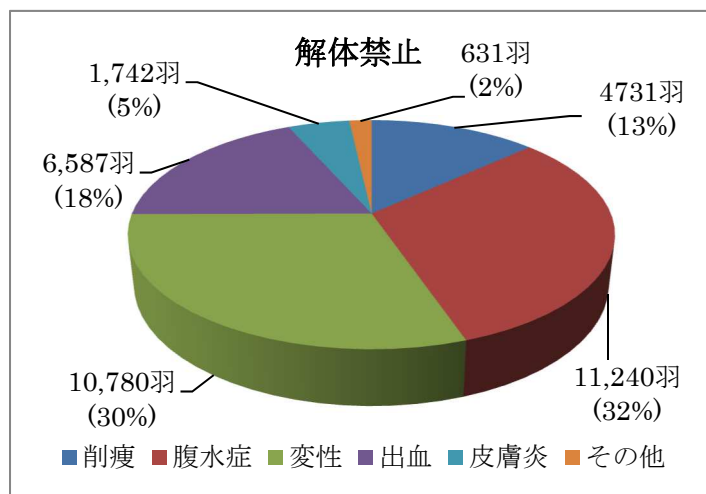


(2) 平成 30 年度検査結果

解体禁止												解体禁止合計
削瘦	放血不良	腹水症	マレック病	変性	出血	皮膚炎	関節炎	黄疸	外傷	湯漬過度	その他	
4,731	285	11,240	1	10,780	6,587	1,742	141	6	40	102	56	35,711

解体禁止率は、0.60%（解体禁止羽数／検査羽数）で、前年度(0.85%)と同程度である。

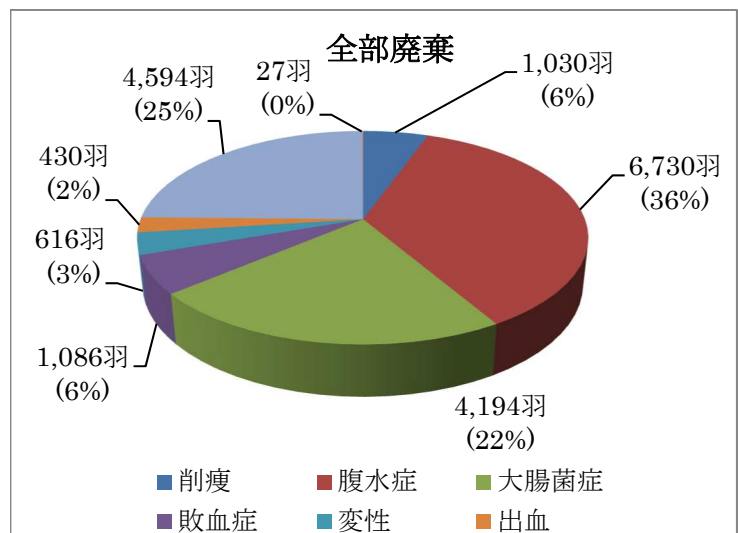
主な疾病は、腹水症、変性、出血、削瘦で、皮膚炎の割合が減少した。



全部廃棄												全部廃棄合計
削瘦	放血不良	腹水症	マレック病	大腸菌症	敗血症	変性	出血	皮膚炎	関節炎	黄疸	その他	
1030	1	6730	4	4194	1086	616	430	4594	11	0	11	18707

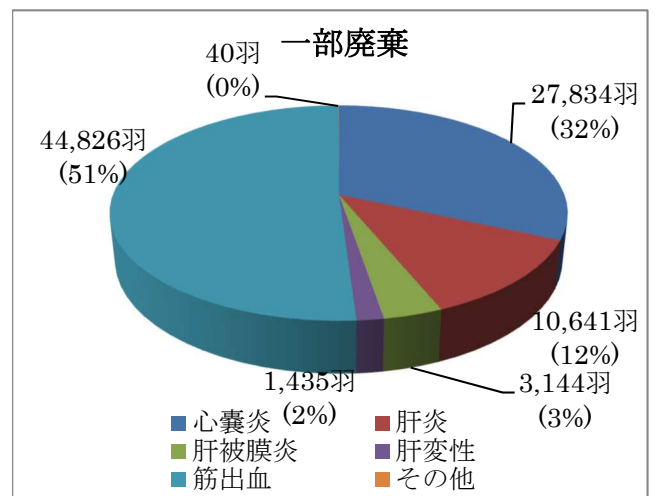
全部廃棄率は、0.31%（全部廃棄羽数／検査羽数）で、前年度(0.41%)より減少した。

主な疾病は、腹水症、皮膚炎、大腸菌症で、割合は昨年とほぼ変わらなかった。



一部廃棄												一部廃棄合計
心囊炎	肝炎	肝被膜炎	肝変性	脾の腫大	腸炎	関節炎	筋出血	骨折	皮膚炎	腫瘍	その他	
27834	10641	3144	1435	0	0	0	44826	0	0	0	40	87920

一部廃棄率は 1.4% (一部廃棄羽数/検査羽数) で、前年度(1.8%)よりやや減少した。
 主な疾病は筋出血、心囊炎、肝炎で、筋出血、肝炎の割合が減少し、心囊炎の割合が増加した。



(3) 衛生指導

- ・施設の拭き取り検査→「5. 食肉衛生推進事業」の頁参照 (P 2-15)
- ・食鳥処理施設の衛生監視指導
 - 食鳥処理場・・・ 279 日
 - 併設加工施設・・・28 日

(4) フィードバック事業

食鳥処理場を介して生産者へ2ヶ月毎に1回検査結果をフィードバック
 対象農家 →34 戸

4. 精密検査関係

疾病排除を目的とした各種疾病診断、微生物汚染防止のための枝肉や施設のふきとり検査および保菌調査、有害物質排除のための残留抗菌物質検査、TSE検査等を実施した。

また、食品衛生法に基づく検査は、試験検査に関する業務管理要領に基づき検査の精度管理を行った。

(1) 精密検査実施状況

検査室名	区分	行政検査			調査研究			合計		
		検査頭数	検体数	検査数	検査頭数	検体数	検査数	検査頭数	検体数	検査数
理化学検査室	食肉関係	261	534	4,661	9	9	9	270	543	4,670
	食鳥関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	261	534	4,661	9	9	9	270	543	4,670
病理検査室	食肉関係	10	92	101	12	49	62	22	141	163
	食鳥関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	10	92	101	12	49	62	22	141	163
生物科学検査室	食肉関係	221	599	2,053	41	38	201	262	637	2,254
	食鳥関係	46	128	984	3,180	567	3,165	3,226	695	4,149
	小計	267	727	3,037	3,221	605	3,366	3,488	1,332	6,403
TSEスクリーニング検査	牛	27	27	27	0	0	0	27	27	27
	緬・山羊	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	27	27	27	0	0	0	27	27	27
小計	食肉関係	519	1,252	6,842	62	96	272	581	1,348	7,114
	食鳥関係	46	128	984	3,180	567	3,165	3,226	695	4,149

(2) 各検査室における検査内容

理化学検査室

血液検査を全自動血球計数器と多項目自動血球計数装置を用いて実施し診断の参考とした。

平成30年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査は、抗生物質以外の物質の検査を県衛生環境研究所で実施した。

【行政検査】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
黄疸判定	牛	4	8	11
	馬	0	0	0
	豚	0	0	0
尿毒症の判定	牛	5	24	29
	馬	0	0	0
	豚	1	4	2
血液検査	牛	250	496	4,601
	馬	0	0	0
	豚	1	2	18
合計		261	534	4,661

病理検査室

食肉及び食鳥検査において病理組織学的検査が必要と認められる疾病が発見された場合、検査を行い診断の一助としている。

【行政検査】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
炎症	牛	1	5	5
	豚	0	0	0
	馬	0	0	0
	鶏	0	0	0
変性	牛	0	0	0
	豚	0	0	0
	馬	0	0	0
	鶏	0	0	0
腫瘍	牛	8	78	78
	豚	0	0	0
	馬	0	0	0
	鶏	0	0	0
奇形	牛	0	0	0
	豚	0	0	0
	馬	0	0	0
	鶏	0	0	0
その他	牛	0	0	0
	豚	1	9	18
	馬	0	0	0
	鶏	0	0	0
合計		10	92	101

【調査研究】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
病理研修会等	牛	4	22	22
	豚	8	27	40
	馬	0	0	0
	鶏	0	0	0
合計		12	49	62

生物科学検査室

解体後の検査において細菌性の疾病を疑った場合、病原菌の分離・同定等の微生物検査を実施し、診断の一助としている。また、食肉・食鳥関係施設および輸送車のふきとり検査を実施し、衛生指導に活用した。

【行政検査】

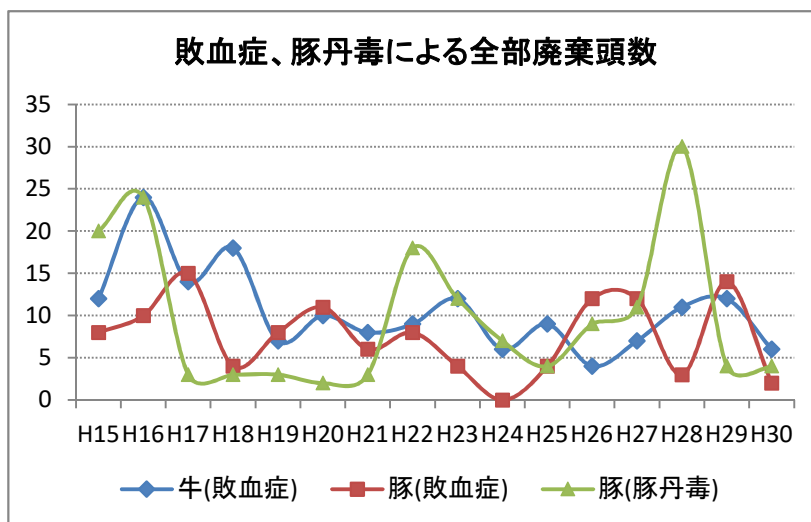
検査内容	種別	検査頭数	検体数	検査数	
敗血症の検査	牛	6	37	148	
	豚	3	19	76	
豚丹毒の検査	豚	23	67	268	
牛白血病の検査	牛	9	79	158	
0157等枝肉ふきとり検査	牛	50	100	600	
ふきとり検査 (枝肉又は食鳥と体、施設)	牛	0	0	0	
	馬	30	60	120	
	豚	0	0	0	
	鶏	36	9	72	
	食肉関係施設			0	0
	食鳥関係施設			99	792
残留抗菌性物質検査 (モニタリング検査)	牛	10	20	120	
	豚	10	20	120	
	鶏	10	20	120	
厚生労働省ふきとり	牛	20	40	80	
	豚	20	40	80	
G F A P 検査	牛	40	80	80	
外部精度管理			3	21	
内部精度管理			34	182	
合計		267	727	3,037	

【調査研究】

検査内容	種別	検査頭数	検体数	検査数
カンピロバクター保菌調査	鶏	1,560	156	780
サルモネラ保菌調査	鶏	1,560	156	780
サルモネラ定量検査	鶏	60	18	378
精肉汚染調査	鶏	3	3	27
精肉処理ライン汚染調査	鶏		8	72
腸管出血性大腸菌保菌調査	牛	29	29	174
A T P による 施設及び手指の汚染調査	食肉		0	0
	食鳥		144	144
サルモネラ薬剤感受性	鶏		82	984
敗血症のPCR活用	豚・牛	9	9	27
合計		3,221	605	3,366

敗血症及び豚丹毒による処分頭数の年計推移(過去16年間)

処分理由	種別	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
敗血症	牛	12	24	14	18	7	10	8	9	12	6	9	4	7	11	12	6
	とく			2							1						
	馬																
	豚	8	10	15	4	8	11	6	8	4		4	12	12	3	14	2
豚丹毒	豚	20	24	3	3	3	2	3	18	12	7	4	9	11	30	4	4



5. 食肉衛生推進事業

食肉の衛生的な処理及び取扱いについて、食肉処理業者及び取扱者に対し普及啓発を図るとともに、消費者の食肉衛生に対する理解を深め、より安全な食肉を提供することを目的として年間を通じて食肉処理施設のふきとり検査や衛生講習会を実施した。特に平成30年8月1日から8月31日までを食肉衛生推進運動の期間と定め、食肉輸送車のふきとり検査を実施するとともに、食品衛生に関する研修会を開催した。

○食肉処理場関係

項目	事業	期間	検体数	検査数	
検査	スタンプ検査 ふき取り検査	施設（と畜場）	H30.8.6～8.17	20	86
		施設（加工室）	H30.8.7～8.16	20	70
		枝肉（牛）	H30.8.21	5	20
	ATP検査	輸送車	H30.8.23～8.30	34	106
		手指	H30.8.6～8.17	42	57
		施設（と畜場）	H30.8.6～8.17	20	38
		施設（加工室）	H30.8.7～8.16	20	27

項目	事業	期間	参加人数	対象
講習会	管理者講習会	H30.9.21	4名	と畜場及び併設する食肉処理施設の管理者職員
	従業員講習会	H30.12.25	28名	と畜場及び併設する食肉処理施設の従業員

○食鳥処理場関係

項目	事業	期間	検体数	検査数	
検査	スタンプ検査 ふき取り検査等	輸送車	H30.8.21～8.31	9	27
		と体等	H30.8.6	6	48
		施設	H30.8.6	31	248
	ATP検査	輸送車	H30.8.20～9.14	9	27
		手指	H30.8.13	74	74

項目	事業	期間	参加人数	対象
講習会	管理者講習会	H30.8.23	9名	食鳥処理場及び併設する食肉処理施設の管理者職員
	従業員講習会	H30.8.29	120名	食鳥処理場及び併設する食肉処理施設の従業員等

6. 研修

関係機関が開催する各種の県外研修に参加し、検査員の資質向上を図った。

また、基礎的知識、技能の習得のため、所内研修会を実施した。

月 日	研 修 名	場 所
5月14日	PCRハンズオントレーニング	東京都
6月1日	つくば病理	動物衛生研究所 (つくば)
6月11日 ～7月6日	食肉衛生検査研修	埼玉県
6月28日	信頼性確保部門責任者等研修会	東京都
8月31日	食監協関プロ	静岡県
9月20日	鶏病事例検討会	動物衛生研究所 (つくば)
9月27日 ～9月28日	日本食品微生物学会学術総会	大阪府
H30 10月5日	理化学部会	栃木県
10月16日 ～10月17日	先進地視察	宮崎県
10月24日 ～10月25日	全国食品衛生監視員研修会	東京都
10月30日	動物由来感染症研修会	東京都
10月31日	全食協関プロ業績発表会	茨城県
11月7日	微生物部会	神奈川県
11月15日	病理部会研修会	神奈川県
11月22日	HACCP導入における指導・検証の平準化に資する研修会	東京都
H31 1月21日	食肉衛生技術研修会	東京都
1月22日	食肉食鳥肉衛生研究発表会	東京都
1月23日	食鳥肉衛生技術研修会	東京都
3月1日	食肉処理施設HACCPシステム研修会	東京都

第3章 調査・研究発表

(平成30年度関東・東京地区獣医公衆衛生学会)

豚抗酸菌症の検査法の検討

○外川京平¹⁾、清水舞¹⁾、内田幸²⁾、山田沙苗¹⁾、宇田圭見子¹⁾

1) 山梨県食肉衛検、2) 山梨県畜産課

I. はじめに

豚抗酸菌症はと畜検査において散見され、複数の臓器およびリンパ節に病変が見られた場合は敗血症を疑い精密検査を実施し、病理組織検査により病変部の特徴的な所見と抗酸菌の確認により判定を行っている。しかし、病理組織検査での抗酸菌の確認は、時間と労力を要することから、集菌処理した検体を塗抹・抗酸菌染色して直接鏡検する方法（以下、「集菌塗抹検査」という。）の導入について検討したので報告する。

II. 材料及び方法

平成29年6月～9月に、抗酸菌による敗血症を疑い、精密検査を実施した豚5頭の肝臓、腎臓、脾臓、肺、肝リンパ節、前縦隔リンパ節、下顎リンパ節、内側腸骨リンパ節、空腸リンパ節、浅頸リンパ節を対象とし、計42検体について検査を実施した。

病理組織検査は、ホルマリン固定、パラフィン包埋、簿切して病理組織標本を作製し、チールネルゼン染色により抗酸菌を染色し、菌検索を行った。集菌塗抹検査は、組織を破碎、アルカリ処理後遠心し、スライドガラスに塗抹した標本をチールネルゼン染色し、菌検索を行った。判定については、病理組織検査、集菌塗抹検査ともに赤色に染まる桿菌を認めたものを陽性とした。なお、集菌塗抹検査の詳細は、東京都芝浦食肉衛生検査所神鳥らによる「抗酸菌の検査法の検討について」を参考に行った。

III. 成績および考察

抗酸菌の確認時間は、病理組織検査では標本作製に2日間、染色に2時間を要したが、集菌塗抹検査に要した時間は標本作製に1～2時間、染色に15分程であった。特に鏡検においては、病理組織検査ではバックグラウンドに多数の細胞が見られたことから、多くの視野を確認する必要があり、1検体あたり30～40分程であった。集菌塗抹検査の場合は、アルカリ処理により細胞成分が取り除かれることから抗酸菌の確認が容易となり1検体あたり5～10分程で確認することができた。さらに、集菌塗抹検査は、検査手技においても煩雑な手技が必要なく、検査時間の短縮及び労力が軽減された。

検出率は、病理組織検査では9/42(21.4%)、集菌塗抹検査では27/42(64.3%)であり、集菌塗抹検査が高い検出率を示す結果となった。これは、検体中に散在している抗酸菌を病理組織検査では切片の標本作製し鏡検を行うのに対して、集菌塗抹検査では200mg(肺は100mg)の検体を遠心処理によって集菌するため、高い検出率になったと考えられた。

今回の結果から、集菌塗抹検査を導入することで、検査精度を確保しつつ短時間かつ簡便に抗酸菌を確認することができた。

(平成 30 年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会)

(平成 30 年度食鳥肉衛生研究発表会)

山梨県内の大規模食鳥処理場に搬入された鶏のサルモネラ保菌状況調査

山梨県食肉衛生検査所 ○ 坂本安由美、木島真、大橋啓佑、
額賀亮、外川京平、八重森恵子、
清水秀樹

はじめに

当所では、鶏肉のサルモネラ汚染対策の一環として管内大規模食鳥処理場に搬入された鶏のサルモネラ保菌状況調査を実施してきた。検出されたサルモネラ属菌の血清型の大半は平成 22 年度までは *S. Infantis* (以下「S. I」という。) が占めていた。平成 20 年度から *S. Agona* (以下「S. A」という。) が検出され、平成 25 年度以降は S. A が半数以上を占めるようになった^[1]。平成 27 年度からは S. A に加えて、*S. Schwarzengrund* (以下「S. S」という。) が新たに検出されるようになった。今回、これまで実施してきた保菌状況調査で得られた血清型別の検出状況を比較するとともに、平成 27 年度以降に検出された S. S について薬剤感受性試験を実施したのでその結果を報告する。

材料および方法

1. 保菌状況調査

保菌状況調査は、平成 14 年度から管内大規模食鳥処理場に搬入された 53 農場 2,016 ロットの鶏について実施した。盲腸便 10 羽分をプールしたものを 1 検体とし、定法に従い分離を行った。血清型別の検出状況について、年度別、農場および生産形態別（統一農場：食鳥処理場が雛や飼料等を指定、契約農場：農場独自で雛や飼料等を入手）で比較した。

2. S. S の薬剤感受性試験

薬剤感受性試験は、平成 27 年 4 月から平成 30 年 6 月末までに検出された S. S 69 株について、CLSI による K-B 法 (BD センシ・ディスク) により実施した。供試薬剤は、ノルフロキサシン (NFLX)、シプロフロキサシン (CPFX)、ホスホマイシン (FOM)、アンピシリン (ABPC)、クロラムフェニコール (CP)、テトラサイクリン (TC)、カナマイシン (KM)、スルファメトキサゾールおよびトリメトプリム合剤 (ST)、ナリジクス酸 (NA)、ゲンタマイシン (GM)、セフォタキシム (CTX)、ストレプトマイシン (SM) の 12 薬剤を用いた。

成 績

1. 保菌状況調査

53 農場中 47 農場 773 ロットからサルモネラ属菌が検出された。平成 25 年度以降は S. I に代わり S. A が半数以上を占めていたが、平成 27 年度から S. S が検出され始め、S. A に次いで全体の 2 割以上を占めるようになった (図 1)。S. S の検出率を農場別に見ると 1.7% から 31.6% と差は見られたが、統一農場と契約農場いずれからも S. S は検出されていた (表 1)。

また、S. S は統一農場、契約農場ともに平成 27 年度から検出されており、検出農場数は若干増加傾向が見られた (表 2)。

2. S. S の薬剤感受性試験

供試菌株 69 株のうち 68 株 (98.6%) がいずれかの薬剤に耐性を示し、各薬剤に対する耐性は KM 66

株(96%)、SM 66 株(96%)、TC 61 株(88%)、ST40 株(58%)、NA 20 株(29%)、CTX 2 株(3%)、NFLX 1 株(1%)、FOM 1 株(1%)であった。多剤耐性菌は、6 剤耐性が 1 株(1%)、5 剤耐性が 12 株(17%)、4 剤耐性が 24 株(35%)、3 剤耐性が 19 株(28%)、2 剤耐性が 5 株(7%)、1 剤耐性が 7 株(10%)であった。

年度別で比較したところ、多剤耐性株の顕著な増加はみられなかった。統一農場と契約農場で比較すると、契約農場の方がより多くの薬剤に耐性を持つ株の割合が高かった。

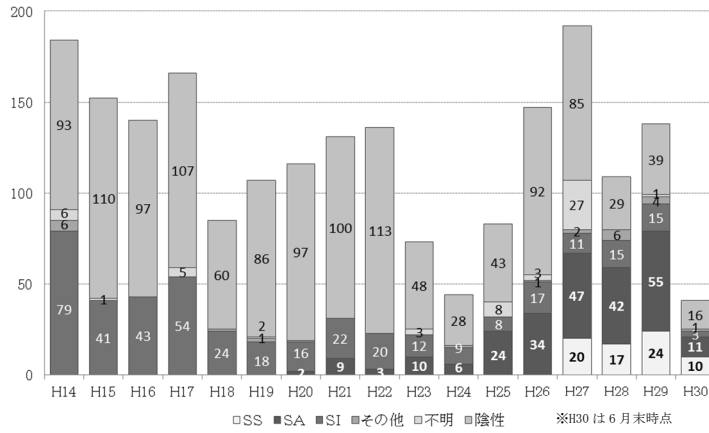


表2 各農場の年度別S.S.検出状況

農場	H27	H28	H29	H30
A				
B				
C				
D				
E			○	○
F			○	
G			○	
H				
I				
J				
K				
L			○	○
M				
N				
O		○		
P				
Q				
R				
S			○	
T				
U	○	○	○	○
V				
a	○	○	○	○
b	○	○	○	
c				
d				
e				
f				
g				

※H30は6月末時点

表3 S.S.の薬剤耐性パターン

農場	耐性パターン	株数
E	TC-KM-ST	2/6
F	TC-KM-ST-SM	4/6
F	TC-SM	1/1
G	TC-KM-SM	1/1
L	TC-KM-SM	1/2
L	耐性なし	1/2
O	TC-KM-NA-SM	1/1
S	TC-KM	1/3
S	TC-KM-SM	2/3
U	KM	5/5
	TC-KM	3/32
	TC-KM-ST	7/32
	TC-KM-SM	3/32
a	TC-KM-ST-SM	7/32
	TC-KM-NA-SM	5/32
	TC-KM-ST-NA-SM	6/32
	TC-KM-ST-NA-CTX-SM	1/32
	KM	1/10
	TC-KM-ST	2/10
	TC-KM-SM	1/10
b	TC-KM-ST-SM	3/10
	TC-KM-ST-CTX	1/10
	FOM-TC-NA-SM	1/10
	TC-KM-ST-NA-SM	1/10

表1 農場別サルモネラ属菌検出状況

農場	S.I	S.A	S.S
A	2/25 (8.0%)	14/25 (56.0%)	0/25 (0.0%)
B	17/58 (29.3%)	8/58 (13.8%)	0/58 (0.0%)
C	10/46 (21.7%)	16/46 (34.8%)	0/46 (0.0%)
D	6/32 (18.8%)	17/32 (53.1%)	0/32 (0.0%)
E	1/29 (3.4%)	14/29 (48.3%)	6/29 (20.7%)
F	2/13 (15.4%)	3/13 (23.1%)	1/13 (7.7%)
G	35/59 (59.3%)	4/59 (6.8%)	1/59 (1.7%)
H	3/18 (16.7%)	0/18 (0.0%)	0/18 (0.0%)
I	5/29 (17.2%)	5/29 (17.2%)	0/29 (0.0%)
J	1/15 (6.7%)	1/15 (6.7%)	0/15 (0.0%)
K	0/11 (0.0%)	2/11 (18.2%)	0/11 (0.0%)
L	13/40 (32.5%)	8/40 (20.0%)	2/40 (5.0%)
M	9/20 (45.0%)	5/20 (25.0%)	0/20 (0.0%)
N	1/13 (7.7%)	0/13 (0.0%)	0/13 (0.0%)
O	1/39 (2.6%)	10/39 (25.6%)	1/39 (2.6%)
P	8/60 (13.3%)	13/60 (21.7%)	0/60 (0.0%)
Q	0/36 (0.0%)	8/36 (22.2%)	0/36 (0.0%)
R	17/45 (37.8%)	8/45 (17.8%)	0/45 (0.0%)
S	0/22 (0.0%)	10/22 (45.5%)	3/22 (13.6%)
T	1/14 (7.1%)	3/14 (21.4%)	0/14 (0.0%)
U	2/19 (10.5%)	4/19 (21.1%)	6/19 (31.6%)
V	0/23 (0.0%)	6/23 (26.1%)	0/23 (0.0%)
a	42/166 (25.3%)	19/166 (11.4%)	32/166 (19.3%)
b	21/105 (20.0%)	15/105 (14.3%)	11/105 (10.5%)
c	0/154 (0.0%)	3/154 (1.9%)	0/154 (0.0%)
d	4/191 (2.1%)	3/191 (1.6%)	0/191 (0.0%)
e	8/20 (40.0%)	1/20 (5.0%)	0/20 (0.0%)
f	1/17 (5.9%)	1/17 (5.9%)	0/17 (0.0%)
g	7/68 (10.3%)	20/68 (29.4%)	0/68 (0.0%)

注) 期間中10検体以上検査した農場を抽出

考 察

S.S は平成 27 年度から顕著に検出されはじめたが、検出初年度から検出率が 25%と比較的高値を示していた。また、統一農場と契約農場で同一年度から検出されるようになったことから、共通の導入元から入手した雛や飼料等により農場が汚染され、各農場で共用される輸送カゴ等を介して他農場へ汚染が拡大したのではないかと考えられた。

今回調査した大多数の S.S において、TC、KM、SM に対する耐性がみられた。国内産鶏肉の全国的な調査においても S.S から SM-KM-TC-ST 耐性株や SM-KM-TC 耐性株、SM-TC 耐性株、KM 耐性株が多く検出されたとの報告がある [2]。このことから S.S の多剤耐性株は全国的に定着しており、本県においても今後出現が増加する可能性があることが考えられた。

また、以前報告した S.I、S.A の調査 [1] と同様に今回も CTX 耐性株が検出されており、S.S におい

ても今後 CTX 耐性菌が増加する可能性があると考えられた。

まとめ

近年、当該食鳥処理場に搬入される鶏から S.S が多く検出されるようになった。過去に S.I から S.A に流行が移行したように、今後 S.S が主流となる可能性が考えられるため、引き続き保菌調査を行い流行状況等の把握に努めるとともに、プラスミド解析を加えるなどさらに詳細な分析を行っていききたい。

また、欧米やアジアで薬剤耐性 S.S の人への感染事例が報告されており^[3]、県内でも散発下痢症患者から S.S が分離されていることから^[4]、人の臨床検体から検出された S.S との比較検討も行っていく必要がある。

今回検出された S.S の大半が多剤耐性株であったことから、家保に情報提供を行うとともに、出荷農場に対し抗生剤の適正使用について注意喚起を行い、薬剤耐性菌の出現を抑制していきたい。

[1] 内田幸ら：過去 10 年間における山梨県内の大規模食鳥処理場に搬入された鶏のサルモネラ保菌状況，平成 27 年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会（2015）

[2] 内閣府食品安全委員会：畜水産食品における薬剤耐性菌の出現実態調査報告書，平成 27 年度食品安全確保総合調査（2016）

[3] Frank M. Aarestrup et al：International Spread of Multidrug-resistant Salmonella Schwarzengrund in Food Products, Emerging Infectious Diseases, Vol.13, No.5, May 2007

[4] 柳本恵太ら：2007 年から 2010 年に山梨県で分離された散発下痢症患者由来サルモネラ属菌の薬剤耐性，山梨衛環研年報，第 55 号（2011）

(平成 30 年度全国食肉衛生検査所協議会病理部会)

演 題：豚の眼の腫瘍

機 関 名：山梨県食肉衛生検査所

氏 名：清水 舞

動 物 名：豚 品種：不明 性別：雌 年齢：不明

病 歴：不明

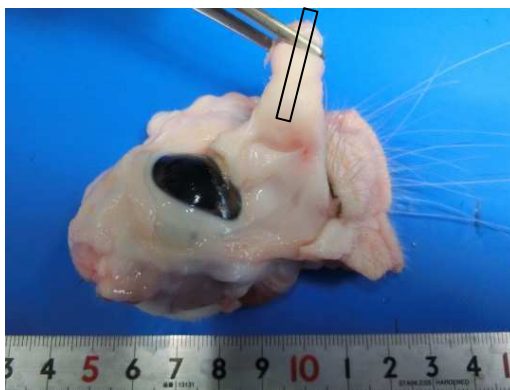
生 体 所 見：著変は認められなかった。

肉 眼 所 見：左眼球の上眼瞼より長さ約 5 cm、幅 2 cm の白色腫瘍が突出していた。腫瘍の基部は主に上眼瞼結膜に癒合し、一部は眼球結膜と角膜に癒着していた。眼瞼および結膜等に炎症はなかった。腫瘍の先端部は弾力に富み、基部の中心部は硬結感があった。また、腫瘍表面の一部に血管増生がみられた。

組 織 所 見：腫瘍表面は、角質層、顆粒層、有棘層、基底層からなる表皮と真皮および皮下組織で構成される皮膚構造であった。腫瘍中心部は、線維で区画された大小様々な脂肪細胞が皮下組織内に多く存在し、血管が増生していた。腫瘍基部には軟骨組織がみられ、軟骨組織は周囲の皮膚構造と軟骨膜により区分されており、一部で軟骨膜を欠いていた。軟骨細胞を容れた軟骨小腔の周囲は細い線維成分に取り囲まれた部分と、細胞間質に富む部分があった。また、軟骨組織内には線維成分に囲まれた脂肪組織や血管がみられる部分もあった。エラスチカワングーソン染色では線維が確認された。なお、これらの細胞に核分裂像及び異型性は認められなかった。

固 定 方 法：10% 中性緩衝ホルマリン

切り出し部位 (図示)



行 政 処 分： 全部廃棄 ・ 一部廃棄 (腫瘍)

組 織 診 断 名：豚の眼の軟骨形成を伴う脂肪腫

疾 病 診 断 名：豚の眼の脂肪腫

(第 7 5 回病理研修会で発表したところ、分離腫と診断されました。)